



差替え

平成30年7月7日
内閣府（防災担当）

平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害にかかる 災害救助法の適用について【第5報】

1. 災害の概要

平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、高知県は1市1町、鳥取県は1市9町、広島県は9市4町、岡山県は11市4町1村、京都府は6市3町、兵庫県は9市6町、愛媛県は4市2町に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【高知県】 安芸市 (あきし) <u>長岡郡本山町</u> (ながおかぐんもとやまちょう)	7月6日	平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
【鳥取県】 鳥取市 (とっとりし) 八頭郡若桜町 (やずぐんわかさちょう) 八頭郡智頭町 (やずぐんちづちょう) 八頭郡八頭町 (やずぐんやずちょう) <u>東伯郡三朝町</u> (とうはくぐんみささちょう) <u>西伯郡南部町</u> (さいはくぐんなんぶちょう) <u>西伯郡伯耆町</u> (さいはくぐんほうきちょう) <u>日野郡日南町</u> (ひのぐんにちなんちょう) <u>日野郡日野町</u> (ひのぐんひのちょう) <u>日野郡江府町</u> (ひのぐんこうふちょう)	7月6日	平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【広島県】 広島市 (ひろしまし) <u>呉市</u> (くれし) <u>竹原市</u> (たけはらし) <u>三原市</u> (みはらし) <u>尾道市</u> (おのみちし) <u>福山市</u> (ふくやまし) <u>府中市</u> (ふちゅうし) <u>東広島市</u> (ひがしひろしまし) <u>江田島市</u> (えたじまし) <u>安芸郡府中町</u> (あきぐんふちゅうちょう) <u>安芸郡海田町</u> (あきぐんかいたちょう) <u>安芸郡熊野町</u> (あきぐんくまのちょう) <u>安芸郡坂町</u> (あきぐんさかちょう)	7 月 5 日	平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用
【岡山県】 岡山市 (おかやまし) 倉敷市 (くらしきし) 笠岡市 (かさおかし) 井原市 (いばらし) 総社市 (そうじゃし) 高梁市 (たかはしし) 新見市 (にいみし) 瀬戸内市 (せとうちし)	7 月 5 日	平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
赤磐市 （あかいわし） 真庭市 （まにわし） 浅口市 （あさくちし） 都窪郡早島町 （つくぼぐんはやしまちょう） 浅口郡里庄町 （あさくちぐんさとしょうちょう） <u>苫田郡鏡野町</u> <u>（とまたぐんかがみのちょう）</u> 英田郡西粟倉村 （あいだぐんにしあわくらそん） 加賀郡吉備中央町 （かがぐんきびちゅうおうちょう）			
【京都府】 福知山市 （ふくちやまし） 舞鶴市 （まいづるし） 綾部市 （あやべし） 宮津市 （みやづし） 京丹後市 （きょうたんごし） 南丹市 （なんたんし） 船井郡京丹波町 （ふないぐんきょうたんばちょう） 与謝郡伊根町 （よさぐんいねちょう） 与謝郡与謝野町 （よさぐんよさのちょう）	7月5日	平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
【兵庫県】 豊岡市 （とよおかし） 篠山市 （ささやまし）	7月5日	平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
朝来市 (あさごし) 宍粟市 (しろうし) 赤穂郡上郡町 (あこうぐんかみごおりちょう) 美方郡香美町 (みかたぐんかみちょう)			
姫路市 (ひめじし) 西脇市 (にしわきし) 丹波市 (たんばし) 多可郡多可町 (たかぐんたかちょう) 佐用郡佐用町 (さようぐんさようちょう)	7 月 6 日		
養父市 (やぶし) たつの市 (たつのし) 神崎郡市川町 (かんだきぐんいちかわちょう) 神崎郡神河町 (かんだきぐんかみかわちょう)	7 月 7 日		
【愛媛県】 <u>今治市</u> (いまばりし) 宇和島市 (うわじまし) 大洲市 (おおずし) 西予市 (せいよし) <u>北宇和郡松野町</u> (きたうわぐんまつのちょう) <u>北宇和郡鬼北町</u> (きたうわぐんきほくちょう)	7 月 5 日	平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用

(注) 下線は今回追加適用分

2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置等

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者行政担当）付

鶴見、佐藤、篠原

TEL 03-5253-2111（内線51365）

03-3593-2849（直通）

災害救助法の概要

1. 目的

- 災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、**応急的に、必要な救助**を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ること。

2. 実施体制

- 法に基づく救助は、都道府県知事が、**現に救助を必要とする者**に行う。（法定受託事務）
- 必要に応じて、**救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任**できる。
- 広域的な大規模災害に備えて、あらかじめ他の都道府県と協定を締結したり、発災後に速やかに応援要請できる体制を整えておくことが望ましい。（応援に要した費用については、被災県に全額求償可能）

3. 救助の種類

- | | |
|-----------------------|------------|
| ○ 避難所の設置 | ○ 被災者の救出 |
| ○ 応急仮設住宅の供与 | ○ 住宅の応急修理 |
| ○ 炊き出しその他による食品の給与 | ○ 学用品の給与 |
| ○ 飲料水の供給 | ○ 埋葬 |
| ○ 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 | ○ 死体の搜索・処理 |
| ○ 医療・助産 | ○ 障害物の除去 |

4. 適用基準

- 災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失（全壊）がある場合（令第1条第1項第1号～第3号）
- **多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等**（令第1条第1項第4号）

5. 国庫負担

- 救助に要した費用のうち、5割以上を国庫が負担する仕組みとなっている。